

# 伊藤ハム米久ホールディングスグループコーポレート・ガバナンス基本方針

## 第1章 総則

### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針制定の目的

当社におけるコーポレート・ガバナンスとは、「グループ理念」、「ビジョン」、「行動指針」に基づき、企業として社会的責任(CSR)を十分に果たすために、又すべてのステークホルダーから信頼を得るために、当社グループ全体に監督・監視など内部統制機能を充実させた経営組織体制を整備し、的確な経営の意思決定とスピーディな業務執行を行うことをいう。

#### ・グループ理念

私たちは事業を通じて、健やかで豊かな社会の実現に貢献します

#### ・ビジョン

フェアスピリットと変革への挑戦を大切にし、従業員とともに持続的に成長する食品リーディングカンパニー

#### ・行動指針

安全安心と品質の追求による、価値ある商品とサービスの提供

有言実行の徹底による信頼関係の構築、強化

全員参加の闊達な意思疎通と相互理解による能力開発と育成

コンプライアンスを最優先とした、公明正大で透明性のある行動

地球環境に配慮した事業活動の推進

当社は、この基本的な考え方に基づき、基本方針を制定し、中長期的な企業価値向上のために、コーポレート・ガバナンスを確実に実現し、透明性の高い経営を目指す。

## 第2章 ステークホルダーとの関係

### 1. ステークホルダーとの関係における基本的な考え方

当社は、中長期的な企業価値向上のために、当社の株主のみならず、当社グループの従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮する。

### 2. 株主との関係

#### (1) 株主の権利確保

当社は、株主の実質的な権利の確保のため、法令に従い適切に対応するとともに、外国人株主や少数株主に十分に配慮し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行う。

取締役会は、相当数の反対票が投じられた提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の可否等について検討を行う。

## (2) 株主総会における権利行使

- ① 当社は、株主総会の招集通知において、法的記載事項のみならず、中期経営計画など株主ニーズを満たす情報の開示を行う。
- ② 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使できるよう、招集通知は株主総会日の3週間前に発送するように努める。発送日前日にTDnet及び当社ウェブサイトにより公表する。
- ③ 当社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会は、第一集中日を避け開催するように努める。決算承認取締役会(通常5月)終了後には当社ウェブサイトを通じて、株主総会の日時・場所を開示する。
- ④ 当社は、英訳招集通知、議決権電子行使プラットフォーム(PF)を導入するとともに、株主の議決権行使の利便性を確保するよう環境整備に努める。

## (3) 資本政策の基本的な考え方

- ① 株主還元については、安定的な配当を基本に配当性向30%を目途とする。又、自己株式取得については、経営環境に応じて機動的な実施を検討する。
- ② 株主価値の維持向上に向けて、株主資本利益率(ROE)を経営指標のひとつとして適時適切に開示する。
- ③ 負債資本倍率(D/Eレシオ)を資本効率と財務の健全性の向上の観点のひとつとして適時適切に開示する。
- ④ 支配権の変動や大規模な希薄化をもたらす資本政策の実行については、中長期的な企業価値向上などの観点から、取締役会において十分に審議を尽くして決議するとともに、株主・投資家への説明を十分に行う。

## (4) 政策保有株式の基本的な考え方

### ① 保有の方針

当社グループ傘下の子会社において、一定の条件を満たし、かつ「取引の維持・発展」に資すると認められる場合を除いて、政策保有株式を保有しないことを基本方針とする。事業年度終了後速やかに全ての政策保有株式について前項の基準を満たしているかを確認し、その結果を当社グループ経営会議(伊藤ハム取締役会及び米久取締役会)にて検証を行い、当社取締役会に報告するものとする。

### ② 議決権行使基準

当社は、政策保有株式の議決権行使に関して、提出された議案が、発行会社の持続的な成長と企業価値の向上に資するものであるかを総合的に判断し、その賛否を決定する。

### ③ 縮減の方針・考え方

事業年度終了後速やかに全ての政策保有株式について前項の基準を満たしているかを確認し、その結果を当社グループ経営会議(伊藤ハム取締役会及び米久取締役会)にて検証を行い、当社取締役会に報告するものとする。

#### (5) 株主との建設的な対話に関する方針

- ① 当社は、株主との対話につき、年間のスケジュールを定め、多方面の方法・手段を用いて、当社の中長期的成長持続の観点で投資判断に資する当社情報の発信を行う。又、株主との面談で得られた有効な情報を経営陣もしくは取締役会にフィードバックを行う。
- ② 経理財務担当取締役は、当社の財務・収益を管掌する一方、広く株主との対話についても監督することにより、株主に対する適切なエンゲージメントに関する目配りを行う。
- ③ IR・経理財務・総務部門等、株主との対話に関係する部署を集約し、有機的に連携できる仕組みづくりを行う。
- ④ 株主との対話については、四半期ごとの決算発表や半期ごとの投資家説明会、及び不定期のその他イベント実施にかかるスケジュールを開示するとともに、株主宛郵送物(株主優待情報含む)の開示など、積極的に各種情報の開示を行う。
- ⑤ 株主との対話に際してインサイダー情報が漏えいすることのないよう、内部者取引管理規程に基づき情報を管理したうえで、株主との対話に臨むように努める。

### 第3章 情報開示

#### 情報開示の基本的な考え方

- (1) 当社は、会社法、金融商品取引法その他の適用ある法令ならびに東京証券取引所が定める規則の遵守はもとより、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示する。
- (2) 当社は、ステークホルダーにとって重要な情報((1)で開示する情報、非財務情報も含む)を公正、詳細、かつ平易な方法によって、迅速に開示する。

### 第4章 コーポレート・ガバナンスの体制

#### 1. 取締役会の役割及び取締役・監査役の責務

##### (1) 取締役会の役割

取締役会は、企業価値の最大化及び株主共同の利益の継続的な向上を図るため、当社グループの経営の基本方針を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を通じ、経営の公正性・透明性を確保する。

##### (2) 取締役の責務

- ① 取締役は、取締役規程、法令、定款及び株主総会の決議を遵守し、会社のため忠実にその職務を行わなければならない。
- ② 取締役は、誠実にその職務を遂行し、もって会社の発展に努めるものとする。

##### (3) 監査役の責務

監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業及び企業集団の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負う。

## 2. 取締役会の構成

- (1) 取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役にて構成する。
- (2) 取締役の機能が最も効果的かつ効率的に発揮されるために、15名以内の取締役にて取締役会を構成し、2名以上の社外取締役が含まれるように努める。
- (3) 取締役会は、各取締役の有する多様な経験や知識をもって、取締役会全体の機能を補完し、取締役会全体として受託者責任を果たせるよう構成する。

### 3-1. 経営陣幹部の選解任方針・手続

#### (1) 選任方針及び手続

指名諮問委員会において、予め取締役会にて定めた選任基準に基づき、その候補者の妥当性について十分に審議した後、取締役会で決議する。

#### (2) 解任方針及び手続

指名諮問委員会において十分に審議するものとし、審議の結果、当該取締役会が予め取締役会で定めた解任基準に該当すると判断された場合、取締役会で決議する。

### 3-2. 取締役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続

#### (1) 指名基準

- ① 人格や見識に優れ、高い倫理観を有していること。
- ② 経営感覚に優れ、法的及び経営的に正しく理解する能力に優れていること。
- ③ 全社的な視点で客観的に分析・判断する能力に優れていること。
- ④ 積極的に自らの意見を申し述べる事が出来、強いリーダーシップを兼ね備えていること。
- ⑤ 会社法が定める取締役の欠格事由に該当せず、健康その他の面で支障がないこと。

#### (2) 指名手続

指名諮問委員会において、指名基準及び取締役会の最適構成指針に基づき、その候補者の妥当性について十分に審議した後、取締役会で決議する。

## 4. 監査役の選任基準・手続

#### (1) 選任基準

- ① 人格や見識に優れ、高い倫理観を有していること。
- ② 経営感覚に優れ、法的及び経営的に正しく理解する能力に優れていること。(財務及び会計に関して相当程度の知見を有する者が含まれていることが望ましい。)
- ③ 全社的な視点で客観的に分析・判断する能力に優れていること。
- ④ 公正不偏の態度を保持しつつ自らの意見を申し述べる事が出来ること。
- ⑤ 会社法が定める監査役の欠格事由に該当せず、健康その他の面で支障がないこと。

#### (2) 選任手続

- ① 監査役の選任は、株主総会の決議によるものとし、その候補者は、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において選任・決議する。
- ② 監査役候補者の選任にあたっては、指名諮問委員会において、選任基準に基づきその候補者の妥当性について十分に協議した後、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決議

する。

## 5. 指名諮問委員会・報酬諮問委員会

### (1) 目的

監査役会設置会社である当社は、コーポレート・ガバナンス向上の見地から、取締役の指名・報酬等にかかわる取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、任意の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、経営の透明性を確保する。

### (2) 人員構成

①指名諮問委員会及び報酬諮問委員会は、独立社外取締役を含む取締役等(以下「委員」という。)で構成する。

②指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長は、取締役会の決議によって委員の中から選定する。

※注記「独立社外取締役」とは、当社の社外役員のうち、株式会社東京証券取引所に対して独立役員として届出をされている取締役をいう。

## 6. 取締役・監査役の報酬

(1) 取締役の報酬は、報酬制度(基本報酬、業績報酬、譲渡制限付株式等)・業績連動(経営指標、目標値、変動幅等)・水準等について社外取締役を含む報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会の決議により決定する。

(2) 監査役の報酬は、監査役の協議にて決定しており、高い独立性の観点から、業績との連動は行わず、月額報酬のみ支給する。

## 7. 取締役・監査役のトレーニング

当社は取締役、監査役に対して、その役割と責務を適切に果たすために、目的に応じた教育の機会及び、各取締役、監査役が個別に必要とするトレーニング機会の提供を適宜行う。又役員就任時には、法的な義務と責任の正しい理解と、経営知識の修得を目的に外部セミナーを含む教育の機会を設ける。

社外取締役、社外監査役については、当社グループの事業、財務状況等に関する必要な情報を継続的に提供し、就任時においても当社グループの経営戦略、経営計画、経営状況、経営課題等について説明し、当社グループについての理解を深めるように努める。

尚、これらの必要な費用については会社負担とする。

## 8. 内部統制

当社は、業務の適正を確保するため、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、コンプライアンス、財務報告の適正性の確保、リスクマネジメント等のための当社グループの体制構築と運用状況を開示する。又取締役会は、適正かつ迅速な業務執行を確保するため当社グループの体制構築と運用状況を監督する。

## 9. 内部通報

当社は、組織的又は個人による不正、違法或いは反倫理行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンスを最優先とした経営の強化に資するために、当社グループの役職員、役職員であつ

た者、派遣社員及び取引会社の従業員等を対象とし、内部通報制度を導入する。通報窓口は当社内のほか、外部の弁護士事務所にも設置する。

附則

2017年6月16日制定

2018年6月26日改定

2018年12月21日改定

## 別添1.

### <社外役員の独立性基準>

当社において合理的な範囲で調査を行った結果、次の各項のいずれにも該当していないと判断される場合に、独立性を有するものと判断する。

- ①当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」と記載）の業務執行者<sup>1</sup>
- ②当社グループを主要な取引先とする者<sup>2</sup>もしくはその業務執行者
- ③当社グループの主要な取引先<sup>3</sup>もしくはその業務執行者
- ④当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）  
又はその業務執行者
- ⑤当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又は  
その業務執行者
- ⑥当社グループの会計監査人である監査法人に属する者
- ⑦当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産<sup>4</sup>を得ているコンサルタント、  
公認会計士・税理士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が  
法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑧当社グループから多額の寄付又は助成<sup>5</sup>を受けている者又は法人・組合等の団体の理事  
その他の業務執行者
- ⑨当社グループの業務執行者のうちの重要な者<sup>6</sup>の配偶者、二親等内の親族、同居親族又  
は生計を共にする者
- ⑩当社グループとの間で、役員の相互就任<sup>7</sup>の関係にある会社の出身者（就任時現在から  
直近10年間において在籍したことがある者）

#### 注

1. 「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その  
他の使用人、持分会社の業務を執行する社員、又は会社以外の法人・団体の業務を執  
行する者もしくは使用人（従業員等）をいう。
2. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループから受ける支払い額が、  
その者の直近事業年度における連結売上高の2%を超える者をいう。
3. 「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループに対する支払い額が、当社グルー  
プの直近事業年度における連結売上高の2%を超える者をいう。
4. 「多額の金銭その他の財産」にいう「多額」とは、過去3年間の平均で、個人の場合  
は年間1,000万円以上、団体の場合はその者の連結売上高又は総収入の2%を超える  
ことをいう。
5. 「多額の寄付又は助成」にいう「多額」とは、過去3年間の平均で、年間1,000万円

又は当該組織の年間総費用の 30%の何れか大きい額を超えることをいう。

6. 「業務執行者のうちの重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長級以上の上級管理職にある使用人をいう。
7. 「役員の相互就任」とは、当社グループの出身者（就任時現在から直近 10 年間に於いて当社グループに在籍し、又は在籍したことがある者）が現任の役員又は執行役員をつとめている会社から、当社に役員又は執行役員として迎え入れることをいう。

# 伊藤ハム米久ホールディングスグループコーポレート・ガバナンス基本方針

## 第1章 総則

### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針制定の目的

当社におけるコーポレート・ガバナンスとは、「グループ理念」、「ビジョン」、「行動指針」に基づき、企業として社会的責任(CSR)を十分に果たすために、又すべてのステークホルダーから信頼を得るために、当社グループ全体に監督・監視など内部統制機能を充実させた経営組織体制を整備し、的確な経営の意思決定とスピーディな業務執行を行うことをいう。

#### ・グループ理念

私たちは事業を通じて、健やかで豊かな社会の実現に貢献します

#### ・ビジョン

フェアスピリットと変革への挑戦を大切にし、従業員とともに持続的に成長する食品リーディングカンパニー

#### ・行動指針

安全安心と品質の追求による、価値ある商品とサービスの提供

有言実行の徹底による信頼関係の構築、強化

全員参加の闊達な意思疎通と相互理解による能力開発と育成

コンプライアンスを最優先とした、公明正大で透明性のある行動

地球環境に配慮した事業活動の推進

当社は、この基本的な考え方に基づき、基本方針を制定し、中長期的な企業価値向上のために、コーポレート・ガバナンスを確実に実現し、透明性の高い経営を目指す。

## 第2章 ステークホルダーとの関係

### 1. ステークホルダーとの関係における基本的な考え方

当社は、中長期的な企業価値向上のために、当社の株主のみならず、当社グループの従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮する。

### 2. 株主との関係

#### (1) 株主の権利確保

当社は、株主の実質的な権利の確保のため、法令に従い適切に対応するとともに、外国人株主や少数株主に十分に配慮し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行う。

取締役会は、相当数の反対票が投じられた提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否等について検討を行う。

## (2) 株主総会における権利行使

- ① 当社は、株主総会の招集通知において、法的記載事項のみならず、中期経営計画など株主ニーズを満たす情報の開示を行う。
- ② 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使できるよう、招集通知は株主総会日の3週間前に発送するように努める。発送日前日にTDnet及び当社ウェブサイトにより公表する。
- ③ 当社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会は、第一集中日を避け開催するように努める。決算承認取締役会(通常5月)終了後には当社ウェブサイトを通じて、株主総会の日時・場所を開示する。
- ④ 当社は、英訳招集通知、議決権電子行使プラットフォーム(PF)を導入するとともに、株主の議決権行使の利便性を確保するよう環境整備に努める。

## (3) 資本政策の基本的な考え方

- ① 株主還元については、安定的な配当を基本に配当性向30%を目途とする。又、自己株式取得については、経営環境に応じて機動的な実施を検討する。
- ② 株主価値の維持向上に向けて、株主資本利益率(ROE)を経営指標のひとつとして適時適切に開示する。
- ③ 負債資本倍率(D/Eレシオ)を資本効率と財務の健全性の向上の観点のひとつとして適時適切に開示する。
- ④ 支配権の変動や大規模な希薄化をもたらす資本政策の実行については、中長期的な企業価値向上などの観点から、取締役会において十分に審議を尽くして決議するとともに、株主・投資家への説明を十分に行う。

## (4) 政策保有株式の基本的な考え方

### ① 保有の方針

当社グループ傘下の子会社において、一定の条件を満たし、かつ「取引の維持・発展」に資すると認められる場合を除いて、政策保有株式を保有しないことを基本方針とする。事業年度終了後速やかに全ての政策保有株式について前項の基準を満たしているかを確認し、その結果を当社グループ経営会議(伊藤ハム取締役会及び米久取締役会)にて検証を行い、当社取締役会に報告するものとする。

### ② 議決権行使基準

当社は、政策保有株式の議決権行使に関して、提出された議案が、発行会社の持続的な成長と企業価値の向上に資するものであるかを総合的に判断し、その賛否を決定する。

### ③ 縮減の方針・考え方

事業年度終了後速やかに全ての政策保有株式について前項の基準を満たしているかを確認し、その結果を当社グループ経営会議(伊藤ハム取締役会及び米久取締役会)にて検証を行い、当社取締役会に報告するものとする。

#### (5) 株主との建設的な対話に関する方針

- ① 当社は、株主との対話につき、年間のスケジュールを定め、多方面の方法・手段を用いて、当社の中長期的成長持続の観点で投資判断に資する当社情報の発信を行う。又、株主との面談で得られた有効な情報を経営陣もしくは取締役会にフィードバックを行う。
- ② 経理財務担当取締役は、当社の財務・収益を管掌する一方、広く株主との対話についても監督することにより、株主に対する適切なエンゲージメントに関する目配りを行う。
- ③ IR・経理財務・総務部門等、株主との対話に関係する部署を集約し、有機的に連携できる仕組みづくりを行う。
- ④ 株主との対話については、四半期ごとの決算発表や半期ごとの投資家説明会、及び不定期のその他イベント実施にかかるスケジュールを開示するとともに、株主宛郵送物(株主優待情報含む)の開示など、積極的に各種情報の開示を行う。
- ⑤ 株主との対話に際してインサイダー情報が漏えいすることのないよう、内部者取引管理規程に基づき情報を管理したうえで、株主との対話に臨むように努める。

### 第3章 情報開示

#### 情報開示の基本的な考え方

- (1) 当社は、会社法、金融商品取引法その他の適用ある法令ならびに東京証券取引所が定める規則の遵守はもとより、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示する。
- (2) 当社は、ステークホルダーにとって重要な情報((1)で開示する情報、非財務情報も含む)を公正、詳細、かつ平易な方法によって、迅速に開示する。

### 第4章 コーポレート・ガバナンスの体制

#### 1. 取締役会の役割及び取締役・監査役の責務

##### (1) 取締役会の役割

取締役会は、企業価値の最大化及び株主共同の利益の継続的な向上を図るため、当社グループの経営の基本方針を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を通じ、経営の公正性・透明性を確保する。

##### (2) 取締役の責務

- ① 取締役は、取締役規程、法令、定款及び株主総会の決議を遵守し、会社のため忠実にその職務を行わなければならない。
- ② 取締役は、誠実にその職務を遂行し、もって会社の発展に努めるものとする。

##### (3) 監査役の責務

監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業及び企業集団の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負う。

## 2. 取締役会の構成

- (1) 取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役にて構成する。
- (2) 取締役の機能が最も効果的かつ効率的に発揮されるために、15名以内の取締役で取締役会を構成し、2名以上の社外取締役が含まれるように努める。
- (3) 取締役会は、各取締役の有する多様な経験や知識をもって、取締役会全体の機能を補完し、取締役会全体として受託者責任を果たせるよう構成する。

### 3-1. 経営陣幹部の選解任方針・手続

#### (1) 選任方針及び手続

指名諮問委員会において、予め取締役会にて定めた選任基準に基づき、その候補者の妥当性について十分に審議した後、取締役会で決議する。

#### (2) 解任方針及び手続

指名諮問委員会において十分に審議するものとし、審議の結果、当該取締役会が予め取締役会で定めた解任基準に該当すると判断された場合、取締役会で決議する。

### 3-2. 取締役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続

#### (1) 指名基準

- ① 人格や見識に優れ、高い倫理観を有していること。
- ② 経営感覚に優れ、法的及び経営的に正しく理解する能力に優れていること。
- ③ 全社的な視点で客観的に分析・判断する能力に優れていること。
- ④ 積極的に自らの意見を申し述べる事が出来、強いリーダーシップを兼ね備えていること。
- ⑤ 会社法が定める取締役の欠格事由に該当せず、健康その他の面で支障がないこと。

#### (2) 指名手続

指名諮問委員会において、指名基準及び取締役会の最適構成指針に基づき、その候補者の妥当性について十分に審議した後、取締役会で決議する。

## 4. 監査役の選任基準・手続

#### (1) 選任基準

- ① 人格や見識に優れ、高い倫理観を有していること。
- ② 経営感覚に優れ、法的及び経営的に正しく理解する能力に優れていること。(財務及び会計に関して相当程度の知見を有する者が含まれていることが望ましい。)
- ③ 全社的な視点で客観的に分析・判断する能力に優れていること。
- ④ 公正不偏の態度を保持しつつ自らの意見を申し述べる事が出来ること。
- ⑤ 会社法が定める監査役の欠格事由に該当せず、健康その他の面で支障がないこと。

#### (2) 選任手続

- ① 監査役の選任は、株主総会の決議によるものとし、その候補者は、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において選任・決議する。
- ② 監査役候補者の選任にあたっては、指名諮問委員会において、選任基準に基づきその候補者の妥当性について十分に協議した後、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決議

する。

## 5. 指名諮問委員会・報酬諮問委員会

### (1) 目的

監査役会設置会社である当社は、コーポレート・ガバナンス向上の見地から、取締役の指名・報酬等にかかわる取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、任意の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、経営の透明性を確保する。

### (2) 人員構成

①指名諮問委員会及び報酬諮問委員会は、独立社外取締役を含む取締役等(以下「委員」という。)で構成する。

②指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長は、取締役会の決議によって委員の中から選定する。

※注記「独立社外取締役」とは、当社の社外役員のうち、株式会社東京証券取引所に対して独立役員として届出をされている取締役をいう。

## 6. 取締役・監査役の報酬

(1) 取締役の報酬は、報酬制度(基本報酬、業績報酬、譲渡制限付株式等)・業績連動(経営指標、目標値、変動幅等)・水準等について社外取締役を含む報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会の決議により決定する。

(2) 監査役の報酬は、監査役の協議にて決定しており、高い独立性の観点から、業績との連動は行わず、月額報酬のみ支給する。

## 7. 取締役・監査役のトレーニング

当社は取締役、監査役に対して、その役割と責務を適切に果たすために、目的に応じた教育の機会及び、各取締役、監査役が個別に必要なトレーニング機会の提供を適宜行う。又役員就任時には、法的な義務と責任の正しい理解と、経営知識の修得を目的に外部セミナーを含む教育の機会を設ける。

社外取締役、社外監査役については、当社グループの事業、財務状況等に関する必要な情報を継続的に提供し、就任時においても当社グループの経営戦略、経営計画、経営状況、経営課題等について説明し、当社グループについての理解を深めるように努める。

尚、これらの必要な費用については会社負担とする。

## 8. 内部統制

当社は、業務の適正を確保するため、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、コンプライアンス、財務報告の適正性の確保、リスクマネジメント等のための当社グループの体制構築と運用状況を開示する。又取締役会は、適正かつ迅速な業務執行を確保するため当社グループの体制構築と運用状況を監督する。

## 9. 内部通報

当社は、組織的又は個人による不正、違法或いは反倫理行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンスを最優先とした経営の強化に資するために、当社グループの役職員、役職員であつ

た者、派遣社員及び取引会社の従業員等を対象とし、内部通報制度を導入する。通報窓口は当社内のほか、外部の弁護士事務所にも設置する。

附則

2017年6月16日制定

2018年6月26日改定

2018年12月21日改定

## 別添1.

### <社外役員の独立性基準>

当社において合理的な範囲で調査を行った結果、次の各項のいずれにも該当していないと判断される場合に、独立性を有するものと判断する。

- ①当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」と記載）の業務執行者<sup>1</sup>
- ②当社グループを主要な取引先とする者<sup>2</sup>もしくはその業務執行者
- ③当社グループの主要な取引先<sup>3</sup>もしくはその業務執行者
- ④当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）  
又はその業務執行者
- ⑤当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又は  
その業務執行者
- ⑥当社グループの会計監査人である監査法人に属する者
- ⑦当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産<sup>4</sup>を得ているコンサルタント、  
公認会計士・税理士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が  
法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
- ⑧当社グループから多額の寄付又は助成<sup>5</sup>を受けている者又は法人・組合等の団体の理事  
その他の業務執行者
- ⑨当社グループの業務執行者のうちの重要な者<sup>6</sup>の配偶者、二親等内の親族、同居親族又  
は生計を共にする者
- ⑩当社グループとの間で、役員の相互就任<sup>7</sup>の関係にある会社の出身者（就任時現在から  
直近10年間において在籍したことがある者）

#### 注

1. 「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その  
他の使用人、持分会社の業務を執行する社員、又は会社以外の法人・団体の業務を執  
行する者もしくは使用人（従業員等）をいう。
2. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループから受ける支払い額が、  
その者の直近事業年度における連結売上高の2%を超える者をいう。
3. 「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループに対する支払い額が、当社グルー  
プの直近事業年度における連結売上高の2%を超える者をいう。
4. 「多額の金銭その他の財産」にいう「多額」とは、過去3年間の平均で、個人の場合  
は年間1,000万円以上、団体の場合はその者の連結売上高又は総収入の2%を超える  
ことをいう。
5. 「多額の寄付又は助成」にいう「多額」とは、過去3年間の平均で、年間1,000万円

又は当該組織の年間総費用の 30%の何れか大きい額を超えることをいう。

6. 「業務執行者のうちの重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長級以上の上級管理職にある使用人をいう。
7. 「役員の相互就任」とは、当社グループの出身者（就任時現在から直近 10 年間に於いて当社グループに在籍し、又は在籍したことがある者）が現任の役員又は執行役員をつとめている会社から、当社に役員又は執行役員として迎え入れることをいう。